

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案について

1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に係る手数料の額の標準が改められることに伴い、本県の当該手数料の額を改定するため、および道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正により、道路交通法（昭和35年法律第105号）に係る手数料の額の標準が新たに設けられること等に伴い、当該手数料の設定等を行うため、滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 若年運転者講習に係る手数料は指定講習機関に納めなければならないこととします。（第3条関係）
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく許可証の書換えに係る手数料の額を改定することとします。（別表第6関係）
- (3) 認知機能検査手数料の額を改定することとします。（別表第7関係）
- (4) 運転技能検査手数料を新たに設定することとします。（別表第7関係）
- (5) 高齢者講習に係る手数料の額の一部を改定することとします。（別表第7関係）
- (6) 若年運転者講習に係る手数料を新たに設定することとします。（別表第7関係）
- (7) 認知機能検査員の養成講習に係る手数料の額を改定することとします（別表第7関係）
- (8) 高齢運転者に対して行うチャレンジ講習および簡易講習を廃止し、特定任意高齢者講習の手数料の額を改定することとします。（別表第7関係）
- (9) その他
 - ア この条例は、令和4年5月13日から施行することとします。ただし、(2)およびイは同年4月1日から施行することとします。
 - イ 関係条例について、必要な改正を行うこととします。
 - ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表に次のように加える。

| | | |
|-------------------------------|-------------------------------|--------|
| (5) 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 | 別表第7第1項の表(12)の項セに定める警察関係事務手数料 | 指定講習機関 |
|-------------------------------|-------------------------------|--------|

別表第6(7)の項中「1,800円」を「1,600円」に改める。

別表第7第1項の表(2)の項中「第91条」の右に「または第91条の2第2項」を加え、同表(4)の2の項中「第97条の2第1項第3号イ」の右に「もしくはロ」を加え、「検査手数料」を「認知機能検査手数料」に、「750円」を「1,050円」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|-----------|--------|
| (4)の3 法第97条の2第1項第3号イもしくはハまたは第101条の4第3項の規定により運転技能検査を受けようとする者 | 運転技能検査手数料 | 3,550円 |
|---|-----------|--------|

別表第7第1項の表(12)の項中

「

| |
|-------------------------|
| シ 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 |
|-------------------------|

| | |
|---|---|
| <p>(ア) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ、第 101 条の 4 第 2 項または第 101 条の 7 第 4 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p> | 5,100 円 |
| <p>(イ) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イまたは第 101 条の 4 第 2 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p> | <p>5,100 円（当該認知機能検査の結果について道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）第 29 条の 3 第 1 項の式により算出した数値が 76 未満であるものにあつては、7,950 円）</p> |
| <p>(ウ) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第 101 条の 7 第 4 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p> | 5,800 円 |
| <p>(エ) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ、第 101 条の 4 第 2 項または第 101 条の 7 第 4 項の規定により認知機能検査</p> | 2,250 円 |

を

| | |
|---|---|
| の結果に基づいて行うものを除く。) | |
| (オ) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イまたは第 101 条の 4 第 2 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。） | 2,250 円（当該認知機能検査の結果について府令第 29 条の 3 第 1 項の式により算出した数値が 76 未満であるものにあつては、4,450 円） |
| (カ) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第 101 条の 7 第 4 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。） | 2,350 円 |
| ス 法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に掲げる講習 | 12,500 円（当該講習が府令第 38 条第 13 項第 2 号の表第 1 号に掲げる講習方法に係るものである場合にあつては、9,050 円） |
| セ 法第 108 条の 2 第 1 項第 14 号に掲げる講習 | 講習 1 時間につき 2,000 円 |

」

「

| | |
|--|---------|
| シ 法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習 | |
| (ア) 法第 71 条の 5 第 3 項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免 | 6,450 円 |

| | |
|---|--|
| 許」という。)を受けている者(法第97条の2第1項第3号イおよびハに掲げる者ならびに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習 | |
| (イ) 普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イもしくはハに掲げる者または法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)または第一種運転免許もしくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 | 2,900円 |
| ス 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 | 12,500円(当該講習が道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,050円) |
| セ 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 | 講習1時間につき2,250円 |
| ソ 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習 | 講習1時間につき2,000円 |

に改め、同表(13)の項中

」

「または第13号」を「、第13号または第14号」に改め、別表第7第2項の表(11)の項中「1,400円」を「1,450円」に、「800円」を「1,200円」に改め、同表(12)の項を次のように改める。

| | |
|---|-----------|
| (12) 法第 108 条の 2 第 2 項の規定に基づく講習の受講料 | |
| ア 特定任意講習 | 同 1,350 円 |
| イ 特定任意高齢者講習 | |
| (ア) 普通自動車対応免許を受けている者（法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イおよびハに掲げる者ならびに法第 101 条の 4 第 3 項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習 | 同 6,450 円 |
| (イ) 普通自動車対応免許を受けている者（法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イもしくはハに掲げる者または法第 101 条の 4 第 3 項の規定の適用を受ける者に限る。）または第一種運転免許もしくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 | 同 2,900 円 |

付 則

- 1 この条例は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。ただし、別表第 6 の改正規定および付則第 2 項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 滋賀県収入証紙条例（昭和 39 年滋賀県条例第 15 号）の一部を次のように改正する。
別表第 3 号中「別表第 1 から別表第 6 まで、別表第 7（同表第 2 項の表(1)の項に規定する手数料を除く。）および別表第 8 から別表第 13 まで」を削る。

滋賀県警察関係事務手数料条例新旧対照表

| 旧 | | | 新 |
|-------------------------------|---------------|--|--------------------------------------|
| 第1条および第2条 省略 | | | 第1条および第2条 省略 |
| 第3条 省略 | | | 第3条 省略 |
| (1)～(4) 省略 | | | (1)～(4) 省略 |
| (新設) | | | (5) <u>道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</u> |
| | | | <u>別表第7第1項の表(12)の項セに定める警察関係事務手数料</u> |
| | | | <u>指定講習機関</u> |
| 2 省略 | | | 2 省略 |
| 第4条～第8条 省略 | | | 第4条～第8条 省略 |
| 付則 省略 | | | 付則 省略 |
| 別表第1～別表第5 省略 | | | 別表第1～別表第5 省略 |
| 別表第6 (第2条関係) | | | 別表第6 (第2条関係) |
| 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく警察関係事務手数料 | | | 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく警察関係事務手数料 |
| 区分 | 金額 | | 区分 |
| (1)～(6) 省略 | | | (1)～(6) 省略 |
| (7) 法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換えの手数料 | <u>1,800円</u> | | (7) 法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換えの手数料 |
| (8)～(15) 省略 | | | (8)～(15) 省略 |
| 注 省略 | | | 注 省略 |

別表第7（第2条関係）

道路交通法に基づく警察関係事務手数料

1 道路交通法第112条第1項の運転免許等関係の警察関係事務手数料

| 納付すべき者 | 区分 | | 金額 |
|--|-------|--|--|
| (1)・(1)の2 省略 | | | |
| (2) 法第91条の規定により運転することができる自動車および原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部または一部の解除を受けるため、滋賀県公安委 | 審査手数料 | | 1,400円(滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,850円) |

別表第7（第2条関係）

道路交通法に基づく警察関係事務手数料

1 道路交通法第112条第1項の運転免許等関係の警察関係事務手数料

| 納付すべき者 | 区分 | | 金額 |
|---|-------|--|--|
| (1)・(1)の2 省略 | | | |
| (2) 法第91条 <u>または第91条の2第2項</u> の規定により運転することができる自動車および原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部または一部の解除を受け | 審査手数料 | | 1,400円(滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,850円) |

| | | | | | | | |
|--|-------|--|------|---|-----------|--|--------|
| 員会の審査を受けようとするもの | | | | るため、滋賀県公安委員会の審査を受けようとするもの | | | |
| (3)・(4)省略 | | | | (3)・(4)省略 | | | |
| (4)の2 法第97条の2 第1項第3号イ、第101条の4 第2項または第101条の7 第3項の規定により認知機能検査を受けようとする者 | 検査手数料 | | 750円 | (4)の2 法第97条の2 第1項第3号イもしくはロ、第101条の4 第2項または第101条の7 第3項の規定により認知機能検査を受けようとする者 | 認知機能検査手数料 | | 1,050円 |
| (新設) | | | | (4)の3 法第97条の2 第1項第3号イもしくは | 運転技能検査手数料 | | 3,550円 |

| | | | | | | | | |
|-----------------------------------|-------|--|--------|-----------------------------------|-------|--|--------|--|
| | | | | | | <u>ハまたは第101条の4第3項の規定により運転技能検査を受けようとする者</u> | | |
| (5)～(11) 省略 | | | | (5)～(11) 省略 | | | | |
| (12) 法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者 | 講習手数料 | ア～サ 省略 <u>シ 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習</u> <u>(7) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項または第101条の7第4項の規定により認知機能</u> | 5,100円 | (12) 法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者 | 講習手数料 | ア～サ 省略 <u>シ 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習</u> <u>(7) 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第97条の2第1項第3号イおよびハに掲げる者ならびに法第101条の4第3項</u> | 6,450円 | |

| | | | | | | |
|--|---|---|--|--|---|----------------------|
| | <p><u>検査の結果に基づいて行うものを除く。)</u></p> <p>(イ) <u>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イまたは第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</u></p> <p>(ウ) <u>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定</u></p> | <p><u>5,100円（当該認知機能検査の結果について道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第29条の3第1項の式により算出した数値が76未満であるものにあつては、7,950円）</u></p> <p><u>5,800円</u></p> | | | <p><u>の規定の適用を受ける者を除く。)</u></p> <p><u>に対する講習</u></p> <p>(イ) <u>普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イもしくはハに掲げる者または法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）または第一種運転免許もしくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</u></p> | <p><u>2,900円</u></p> |
|--|---|---|--|--|---|----------------------|

により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)

(エ) 小型特殊自動車 2,250円

免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項または第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)

(オ) 小型特殊自動車 2,250円（当該
認知機能検査の結果について府令第29条の3第1項の式により算出した数値が76未満であるも

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | <p>り認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p> <p>(カ) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p> | <p>のにあつては、 4,450円)</p> <p>2,350円</p> | | |
| | <p>ス 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習</p> | <p>12,500円(当該講習が府令第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,050円)</p> | | <p>ス 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習</p> <p>12,500円(当該講習が道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,050円)</p> |

| | | | |
|--|-------|--|--------------------|
| | | (新設) <u>セ 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</u> | 講習1時間につき 2,000円 |
| (13) 法第108条の2第1項第10号または第13号に掲げる講習を受けようとする者 | 通知手数料 | | 900円 |

注1～8 省略

2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料

| 区 分 | 金 額 |
|--|--|
| (1)～(10) 省略 | |
| (11) 法第108条第1項の規定に基づく委託を受けて認知機能検査の事務を行おうとする法人の当該事務に従事する者に対する講習の受講料 | 同 <u>1,400円</u> (自動車安全運転センターが行う認知機能検査の実施に必要な技能 |

| | | | |
|---|-------|--------------------------------|--------------------|
| | | <u>セ 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</u> | 講習1時間につき 2,250円 |
| | | <u>ソ 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習</u> | 講習1時間につき 2,000円 |
| (13) 法第108条の2第1項第10号、第13号または第14号に掲げる講習を受けようとする者 | 通知手数料 | | 900円 |

注1～8 省略

2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料

| 区 分 | 金 額 |
|--|--|
| (1)～(10) 省略 | |
| (11) 法第108条第1項の規定に基づく委託を受けて認知機能検査の事務を行おうとする法人の当該事務に従事する者に対する講習の受講料 | 同 <u>1,450円</u> (自動車安全運転センターが行う認知機能検査の実施に必要な技能 |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | <p>および知識に関する講習または当該講習と同等の内容を有すると滋賀県公安委員会が認める講習を受けた者に対する講習にあつては、<u>800円</u>)</p> | | <p>および知識に関する講習または当該講習と同等の内容を有すると滋賀県公安委員会が認める講習を受けた者に対する講習にあつては、<u>1,200円</u>)</p> |
| <p>(12) <u>法第108条の2第2項の規定に基づく講習の受講料</u></p> <p><u>ア 特定任意講習</u></p> <p><u>イ チャレンジ講習</u></p> <p><u>ウ 特定任意高齢者講習</u></p> <p><u>(ア) シニア運転者講習</u></p> <p><u>a 免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満のものに対する講習</u></p> <p><u>b 免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のものに対する講習</u></p> | <p><u>同 1,350円</u></p> <p><u>同 2,650円</u></p> <p><u>同 5,100円</u></p> <p><u>同 5,100円 (法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査の結果について府令第29条</u></p> | <p>(12) <u>法第108条の2第2項の規定に基づく講習の受講料</u></p> <p><u>ア 特定任意講習</u></p> <p><u>イ 特定任意高齢者講習</u></p> <p><u>(ア) 普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イおよびハに掲げる者ならびに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)</u> <u>に対する講習</u></p> <p><u>(イ) 普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イもしくはハに掲げる者または法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)</u> <u>または第一種運転免許もしくは第二種運転免許であつて普通自動車対</u></p> | <p><u>同 1,350円</u></p> <p><u>同 6,450円</u></p> <p><u>同 2,900円</u></p> |

| | | | |
|------------------|---|--------------------------------|--|
| <p>(イ) 簡易講習</p> | <p>の3第1項の式により算出した数値が76未満であるものにあつては、7,950円) 同 1,800円</p> | <p>応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</p> | |
| <p>別表第8以下 省略</p> | | <p>別表第8以下 省略</p> | |

滋賀県収入証紙条例新旧対照表（付則第2項関係）

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>本則および付則 省略</p> <p>別表</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(3) 滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号） <u>別表第1から別表第6まで、別表第7（同表第2項の表(1)の項に規定する手数料を除く。）および別表第8から別表第13までに規定する手数料</u></p> | <p>本則および付則 省略</p> <p>別表</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(3) 滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号） に規定する手数料</p> |